（1990年７月13日 第三種郵便物認可）

自治労きょうと

毎月１日、15日発行

2/1・15
2022
第８３７号

発行所・自治労京都府本部・〒604－0867 京都市中京区丸太町通烏丸西入北側N・H・Kビル２F
TEL.075－252－5932・FAX.075－231－4918　発行人・岡本哲也　編集人・増永浩子
定価　一部10円　本紙の購読料は組合費に含まれています。

ご意見をお寄せください

自治労京都府本部では、組合員のみなさんのご意見を募集しています。組合のこと、機関紙のことなど、たくさんのご意見をお待ちしています。
TEL.075-252-5932　FAX.075-231-4918
E-mail : jichiro@jichiro-kyoto.gr.jp
http : //www.jichiro-kyoto.gr.jp/

公共サービスにもっと投資を

2022春闘

2022春闘ポイント

①公務職場の賃金・労働条件の改善
②公共サービスに携わる人員の確保
③定年引き上げに向けた諸制度の確立
④会計年度任用職員の処遇改善と組織化
⑤民間職場等の賃金・労働条件の改善

◆自治労の春闘方針

自治労にとっての春闘は、地域公共サービス労働者の賃金改善と同時に、質の高い公共サービスの実現をめざした政策・制度の実現と、地域労働者全体の生活環境の底上げをめざしたものと位置づける。春闘期に要求－交渉を開始しても直ちに解決できる課題は多くないが、人勧期、確定期の交渉にむけた〝とっかかり〟として、春闘期に交渉・協議を開始することが必要だ。春闘を「1年のたたかいのスタート」として、すべての単組で「要求－交渉－妥結（協約化）」のサイクルの確立に向けて取り組みを進めよう。

また、ウィズコロナ・アフターコロナにおける職場の課題についてもこれまで以上に職場の声を集めて要求につなげることが重要となる。次の5点を春闘のポイントとし、すべての組合員による「参加する春闘」の取り組みを積極的に進めよう。

◆春闘のポイント

①公務職場の賃金・労働条件の改善

すべての自治体単組において、職員の給与実態を十分に把握・分析し、単組として目標とする賃金の到達水準の確認を行うとともに、その実現にむけた具体的な運用改善について、少なくとも「1単組・1要求」を行い、労使交渉に取り組む。

②公共サービスに携わる人員の確保

業務量に見あわない人員体制が恒常化し、多くの職場で時間外労働や過重労働が深刻な課題となっている。人員配置の実態などの職場点検を実施し、安全衛生委員会での妥結をめざす。

④会計年度任用職員の処遇改善と組織化

常勤職員との均衡・権衡という2020年4月の法改正の趣旨を十分に踏まえた処遇となっていない実態が見受けられる。自治体における同一労働同一賃金の実現にむけ、同じ職場で働く仲間として当事者からの意見を集約し、会計年度任用職員の処遇改善と組織化に取り組む。

⑤民間職場等の賃金・労働条件の改善

すべての単組・職場で賃金・労働条件改善の取り組みを行う。また、長時間外労働の状況などを活用して、人員確保の要求・交渉を実施する。

③定年引き上げにむけた諸制度の確立

すべての単組が定年引き上げにむけ、①60歳以降の働き方・職務・配置ポストの検討、②組合員層の到達級の確保、③55歳以降の昇給の確保、④役職定年、定年前再任用短時間勤務制度等の課題について協議・交渉を行い、春闘期での妥結をめざす。

時間労働の是正や法令遵守の観点から、36協定の締結・点検・見直し、年次有給休暇の100％取得など、働き方改革の定着にむけた取り組みを強化する。

◆一人ひとりの声を要求に

コロナ禍の中、人員不足が明らかとなり、働き方でも新たな課題が生じている。この春闘期において重要なことは、組合員一人ひとりの「声」を聞き、現場の「声」を要求・交渉につなげていくことだ。組合という組織があるから、一人ひとりの声を要求という形で当局に届け、実現できる可能性がある。そのことが組合の存在感につながるので、参加する春闘に結集しよう。

◆公共サービスにもっと投資を！キャンペーンの実施

公共サービスと公共サービス労働者について、重要性と存在価値を高めるため、地域アピール行動や職場からのアピール動画コンテストを実施する。

◆闘争体制の確立

自治労は、全組合員が参加する春闘体制の構築のため、ストライキ批准投票を全単組が実施し、産別闘争体制を確立する。

要求案や行動など具体的な闘争体制については2月4日に開催する府本部第176回中央委員会で提案する。

大賞20万円 職場からのアピール動画コンテスト

～スマホで撮影・編集して、応募しよう～

自治労本部は、2022春闘で「公共サービスにもっと投資を!」キャンペーンを展開する。その中で、昨年に引き続き、「職場からのアピール動画コンテスト」を実施する。撮影も編集もスマホでOK！「いま私たちが訴えたいこと」を1分以内の動画を通じてアピールしよう!

1．応募資格
①自治労組合員、全消協会員のいずれか。
②個人ではなく、何らかの団体・集団であること。（組合および組合の内部組織（青年部・女性部・各種評議会等）、職場、グループなど）

2．応募動画の概要
(1) コンセプト
「いま私たちが強く訴えたいこと!」をテーマに、楽しく、マジメな動画を通して、市民や組合員に共感や発見をアピールする。
(2) 基本的事項
①動画の長さは「1分以内」。②動画ではなく、連続写真等も可。
(3) 動画の要件
①肉声、字幕、フリップボード等によって何らか訴えたい（呼びかけたい、問題提起したい、知ってほしい）ことをアピールすること。
②職場や仕事もしくは組合活動の直接的または間接的な紹介を盛り込むこと。
③動画の中で何らかのパフォーマンスやポージング、または映像や音声処理による表現効果が施されていること。

3．応募締切　3月4日(金) 必着
4．賞　大賞　1本　20万円
優秀賞　数本　5万円
参加賞　全参加グループ
※詳細および2021年度入賞作品はQRコードから応募ページをご参照ください。

応募ページ
2021入賞

春闘に参加しよう

スト批准成功のため必ず投票しよう

投票期間：1月31日～2月10日
府本部集約2月15日（火）必着

自治労ストライキ
批准投票用紙
1年間の闘争指令権を中央闘争委員会に委譲します

批准投票　○×で表示

■賛成の人は○、反対の人は×を記入します。
■○×の投票結果は中央闘争委員会で集約します。
■この投票結果は中央本部でまとめて発表します。

全日本自治団体労働組合
中央闘争委員長　川本　淳

【ストライキ批准投票とは】

批准には「最終的確認と確定的同意を与える」という意味がある。この批准投票は、「ストライキ権確立」のための投票で、中央闘争委員会に対する信任の意思を示すもので、ただちにストライキをするための投票ではない。

投票率や批准（賛同）率の高さが要求実現を望む組合員の強い「意志」を示すことにつながる。中央での交渉を有利に展開するためにも、組合員の圧倒的な信任でストライキ批准投票を成功させよう。働き方や職場環境をより良くするため、組合員のみなさんの積極的な参加をお願いしたい。

「あなたの声」をお聞かせください

スト批准用紙に、職場で困っていること、悩んでいることなどを「あなたの声」として記載し、各単組の組合役員にお渡しください。

2022年度 地方財政セミナー

【日時】2月10日(木) 18：30開会
【場所】ハートピア京都／WEB併用
【講演】2022年度地方財政の課題
【講師】只友　景士　龍谷大学政策学部教授

双思交

新型コロナ・オミクロン株の感染拡大が凄まじい。1月末現在、34都道府県が「まん延防止等重点措置」の対象となった。飲食店の時短やリモートワークなどがぶり返し、また平穏な日常が遠のいていく▼とはいえ暗い話ばかりしていられない。冬季オリンピック北京大会が始まる。コロナ禍で開催された昨年の東京オリンピックが記憶に新しいところだが、開催地中国のコロナ禍の状況はどうなのか。断片的に見るニュース映像では、日本以上に深刻な状況のようだ。観客は中国国内の人に限る開催。そんな中でも選手はベストを尽くそうと努力を続ける▼冬季五輪で思い出すのは2014年・ソチの女子フィギュアスケート。浅田真央選手の演技だ。メダル候補と目されながら前日のSPでミスを連発し16位からのFP。トリプルアクセルを含む8種類の3回転ジャンプをほぼノーミスで成功させた▼演技の素晴らしさもさることながら、苦境にあっても最後まで諦めずひたむきに攻める姿勢に感動した。苦しい時ほど前を向く。今こそその時。（M）

視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社まで御連絡ください。

労働

改正された育児・介護休業法、4月1日施行

男性の育休取得、促進強化へ

労働者が離職する原因のひとつとなる「出産・育児」や「介護」。生産年齢人口が年々減っていく日本社会では、労働者がワーク・ライフ・バランスをとりながら働き続けられる職場環境を作っていくことは喫緊の課題と言える。

そのような中、2021年6月に育児・介護休業法が改正され、2022年4月1日から段階的に施行される。今回の改正では、ジェンダー平等社会の構築に向け、特に男性の育児休業取得促進のための枠組みが新たに追加された。主な改正・変更点は以下の5点。

主な改正・変更点について

1. 「出生時育児休業」制度の創設

「男性版の産休制度」とも言われている「出生時育児休業」であり、男性の育休取得の推進を目的に新設されたもの。子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる育児休業で、2回まで分割取得も可能。申請期限も、現行の「原則1カ月前まで」から「原則休業の2週間前まで」と短縮される。

また、労使協定を締結すれば、休業中の就業も一定期間可能となる。「出生時育児休業」の期間以降は、現行の育児休業制度を利用することができる。

2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備と個別の周知・意向確認の義務化

育児休業をより取得しやすくするための雇用環境整備が義務付けられた。これは現行制度には規定がなかったもので、職場での研修の実施や相談窓口の設置などを行うことに加え、労働者が希望する期間の休業を取得できるよう、事業主に配慮が求められる。

また、従業員やその配偶者の妊娠・出産が判明した際に、育児休業制度について周知するとともに、取得の意向を確認することも事業主の義務となった。

3. 育児休業の分割取得

現行制度では育児休業の分割取得はできないが、改正法では2回まで分割取得ができるようになる。これは前述の「出生時育児休業」期間は除かれるため、出生後8週間以内に育児休業を2回分割取得した後、さらに2回分割して育児休業が取得できることになる。

さらに、現行制度では、1歳以降に育休を延長する場合、育休の開始日は1歳、1歳半の時点に限定されていたが、改正後は各期間の途中でも取得が可能となる。

4. 育児休業取得状況の公表の義務化

常時雇用する労働者が1000人を超える事業主に対し、「男性の育児休業の取得率」または「育児休業および育児目的休暇の取得率」のいずれかを選択し、公表することが義務付けられる。

5. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の制度利用について、現行制度で定められている「引き続き雇用された期間が1年以上」という取得要件が廃止され、「子が1歳6カ月までの間に契約が満了することが明らかでない」という取得要件を満たせば有期雇用労働者も育児・介護休業が取得できる。

ただし、労使協定を締結した場合は、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することは可能となっている。

働きやすい社会をめざして

これら法律に違反した場合は、行政から報告を求められるとともに、改善のための勧告を受けることもある。報告を怠ったり虚偽の報告を行った場合や勧告を無視するなどした場合は、罰則として企業名の公表や最大20万円の過料が科される。

労働者がライフステージの変化によって、意に反して仕事を辞することなく、誰もが働き続けられる職場を実現していくため、それぞれの職場で改正法に沿ったルールの改正や、制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでほしい。そのことがジェンダー平等で誰もが働きやすい社会への変化につながっていく。

連合大阪
副事務局長　松井千穂

自治労
第26回参議院全国比例区選挙
自治労組織内候補予定者
鬼木（おにき）まこと
決戦の年！2022年は

LINEで「友だち」に！
週1～2回、情報発信しています

署名実施中

島根原子力発電所2号機の再稼働に反対する要請署名
府本部集約：2月24日（木）必着

長崎「被爆体験者」の早期救済を求める署名
府本部集約：3月7日（月）必着

健康

多裂筋を動かして背中をすっきり

多裂筋は、背中のS字カーブをつくる深層筋だ。脊柱起立筋の内側にあり、背骨をつなぐ小さな筋肉の総称になる。これらの筋肉が姿勢づくりに大変関わっている。

多裂筋は、背骨を支える脊柱起立筋の奥にある、いわば究極の深層筋、インナーマッスルだ。その多裂筋のひとつひとつが正しく、きっちりと働いていれば、背中の表面を覆う筋肉を過剰に緊張させず、正しい姿勢が楽にとれる。

正しい姿勢とは、背中の骨が生理的に無理のない配列を維持している状態をいう。本来の配列は首の部分が前に、胸の部分が後ろに、続いて腰の部分が再び前に向かってカーブしている。多裂筋が弱いと、背骨の配列が崩れて猫背になったり反り腰になったり、背骨が真っ直ぐなフラットバックという姿勢に陥ってしまうこともある。普段意識するのは難しい筋肉だ。しかし学習することで鍛えることは十分に可能。

背中の軸を意識した動きで、多裂筋を目覚めさせよう！

①両手、両膝を床につけ四つん這いの姿勢から、まず左手を真っ直ぐ前に伸ばす。手を戻して右脚を後ろへ真っ直ぐ伸ばす。最初の姿勢に戻ったら、今度は右手、左脚の順番で20回行う。

②椅子に深く腰をかけ、上体を斜め前に倒す。背筋は真っ直ぐにする。そのまま左右の手を斜め上に交互に引き上げる。手の振りに上体が負けないようにキープする。これを20回行う。

③片脚立ちになり、軸足と反対の手は腰におく。浮かせた脚の膝に軸脚側の手を置いたあと、脚を後方に上げ、手は斜め前へ伸ばす。10回行ったら軸足を替えてもう10回行う。

背中をすっきりさせて、猫背予防を対策しよう！

健康運動指導士　竹田薫

長期共済
在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済　個人年金共済　個人長期生命共済　終身生命共済
税制適格年金
新団体年金共済
余裕資金は退職後のために随時払へ！
かしこく積み立てよう！
ご存知ですか？
便利な掛金払込方法　随時払
（月払または半年払で払込中の方が利用できます）
随時払は、月払などと異なり、不定期に払い込むことができます。
大好評！
例えば　100万円を随時払すると20年で124万円に！
（10万円から1万円単位で利用できます。）
100万円 払い込み → UP! 104万円 5年 → UP! 110万円 10年 → UP! 117万円 15年 → UP! 124万円 20年
20年
ご用意している退職後の保障
長期共済 年金・医療保障・遺族（死亡）保障
税金適格年金 年金
こくみん共済 NEWS
5120G008
効率的にプラス！
口数やコース、払込方法にかかわらず、積立金の一部分のみの、解約・払い戻しはできません。
※2020年9月現在の予定利率等にもとづき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。随時払は積立期間が1年未満のとき、積立金・解約返戻金が掛金を下回ります。
ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。ご不明な点があれば、まずは所属の組合にご連絡ください。
こくみん共済〈全労済〉全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地（先）の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。